五　来訪者等利便増進施設の占用に関する工事は、次に掲げるところによること。
イ　当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないようできる限り必要な措置を講ずること。
ロ　工事現場には、柵又は覆いを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため必要な措置を講ずること。
ハ　工事の時期は、公園施設に関する工事又は他の占用に関する工事の時期を勘案して適当な時期とし、かつ、公衆の都市公園の利用に著しく支障を及ぼさない時期とすること。

（使用及び収益を目的とする権利）

第十五条　法第十七条の十四第一項の政令で定める使用及び収益を目的とする権利は、当該商店街活性化促進区域（法第五条第四項第七号に規定する商店街活性化促進区域をいう。）内の建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は土地に関する対抗要件を備えた地上権及び賃借権とする。

（商店街活性化促進事業関連保証に係る保険料率）

第十六条　法第十七条の十六第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。）一年につき、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険及び同法第三条の二第一項に規定する無担保保険にあっては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条において同じ。）の場合は、〇・三五パーセント）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険にあっては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号イ中「第十七条の七第二項」を「第十七条の十七第二項」に改め、同号ロ中「第十七条の二十六第二項」を「第十七条の三十六第二項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令の一部改正）

第三条　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十三号の二中「第十七条の八第一項」を「第十七条の十八第一項」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　齋藤　健
国土交通大臣　石井　啓一

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百七十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十八号から第百八十一号まで」を「第四十九号から第百八十二号まで」に改め、第百八十一号を第百八十二号とし、第四十八号から第百八十号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八　地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第十一条に規定する交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子

府　令

○内閣府令第二十六号

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（平成三十年法律第三十七号）第五条第一項及び第二項、第六条第一項並びに第十一条の規定に基づき、及び同法を実施するため、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

平成三十年六月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行規則

（計画の認定の申請）

第一条　地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　計画（法第五条第一項に規定する計画をいう。以下同じ。）の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び計画の区域を表示した付近見取図

二　計画の工程表及びその内容を説明した文書

三　当該認定の申請をしようとする地方公共団体が定めた都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）

四　当該認定の申請をしようとする地方公共団体が組織した地域における大学振興・若者雇用創出推進会議（以下この号において「会議」という。）の規約及び当該会議における協議の概要

五　前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項を記載した書類

（計画の記載事項）

第二条　法第五条第二項第六号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　計画の名称

二　計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項